

報 道 提 供 資 料
令 和 3 年 4 月 2 日
担 当 総 務 課 文 書 法 制 係
内 線 4 0 1 4

申請書などの押印を廃止

- 1 概 要 手続きの負担軽減と業務の効率化を図るため、市民、事業者、市職員等が市に対して提出する申請書類の押印を廃止する。ただし、国の法令などで定められているものは引き続き押印が必要。

廃止する手続きは、市ホームページで周知する。

市への申請書類1, 511件のうち、約80%に当たる1, 203件で押印を廃止。対象は、市有施設の使用許可申請書、市税減免申請書など。

- 2 実施時期 令和3年4月1日

- 3 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式により、他者との接触の機会を減らすことが求められている中、本市では、申請、届出等の手続を簡素化し、市民の負担軽減を図ること及び職員の業務効率を高めることを目的として、昨年8月から押印の見直しに向けた状況の把握、洗い出しを開始。検討を進めてきた。

今回廃止できなかった手続きについても、順次押印廃止に向けた取組を継続していく。

- 4 その他 条例改正が必要なものについては、令和3年第3回（3月）沼田市議会定例会で議決済

- ・職員の仕事の宣誓に関する条例／宣誓書
- ・沼田市火入れに関する条例／火入れ許可申請書
- ・沼田市議会委員会条例／委員会の会議記録

沼田市押印見直し方針

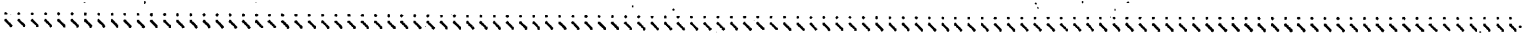
沼 田 市

令和3年1月

1 趣旨

申請、届出等の押印を原則廃止することとし、手続の簡素化による市民の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図ることを目的とします。

なお、今回の押印の見直しは、押印をなくすこと自体が目的ではなく、社会全体で必要性が高まっている電子申請等のデジタル化に向けた環境整備の一環と捉えており、今後、取り組みを進めるデジタル化により、市民の利便性の向上及び業務の効率化を高め、一層の行政サービス向上につなげていきます。



2 スケジュール（取組手順）

1 状況調査

- 申請書等の押印状況調査
(令和2年8月31日通知)

2 押印見直し基準の策定、検討

- 申請書等の押印見直し基準の策定
- 押印見直しの検討
(令和2年10月21日通知)

3 押印見直し方針の策定、精査

- 押印見直し方針の策定
- 押印見直しの精査
(令和3年1月7日通知)

4 例規改正及び市民への周知

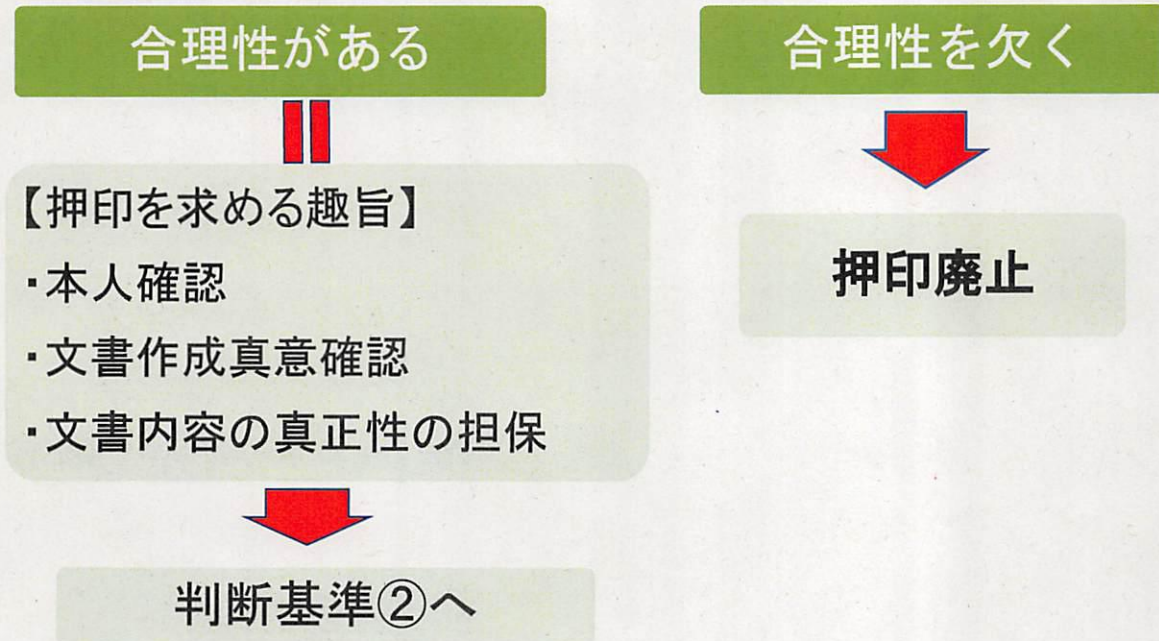
- 条例(案)の市議会上程
- 規則、訓令等の改正
- 市民への周知

5 押印廃止

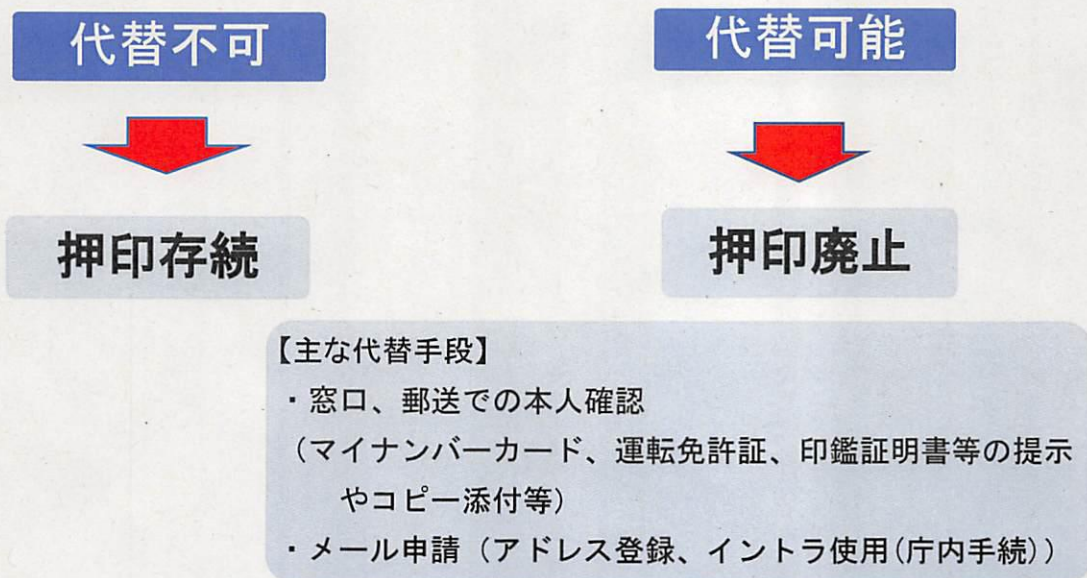
- 令和3年4月1日

3 押印見直しの判断基準

判断基準 ① 押印を求める趣旨の合理性の有無



判断基準 ② 押印を求める代替手段の有無



4 押印を存続するもの

- ◇ 押印見直しの判断基準により、「押印存続」と判断したもの
- ◇ 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により記名押印が義務付けられているもの
例) 契約書、協議書、覚書
- ◇ 国、県の法令等により押印が義務付けられているもの
- ◇ 見積書、(支出に係る)請求書、(市が受領する)領収書等

国は、今回の見直しで押印を不要としたことから、本市においても国の取組に準じた対応が考えられますが、電磁的記録の作成、提出等の環境整備が整うまでの間は、押印を存続することとし、引き続き見直しに取り組んでいくものとし、

※ 請求書への債権者の押印は、沼田市財務規則第 66 条第 2 項で規定

5 署名について

署名は、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替措置として求められることが多いことから、署名の見直しについても課題となりますが、署名を求める実質的な意味がある場合は、引き続き署名を求めるものとし、記名押印の代替措置としている場合には、原則として不要とします。

なお、今回の押印見直し(廃止)に伴い、これに代わる手続として新たに署名を求めることは規制強化となり、原則として認められませんが、検討した結果、署名を求める実質的な必要がある場合には、申請者の負担増も考慮した上で、例外的に署名を求めることは認めるものとし、

6 公印について

今回の押印見直しの対象としていません。